

仮想通貨に関する私法上・監督法上の 諸問題の検討

2019年3月

金融法務研究会

は し が き

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成28年度の研究の内容を取りまとめたものである。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取りあげ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成28年度は「仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「仮想通貨の私法上の法的性質—ビットコインのプログラム・コードとその法的評価」(加毛明担当)、第2章で「アメリカにおける仮想通貨の私法上の地位」(加藤貴仁担当)、第3章で「仮想通貨に関する国際的な法的問題に関する考察」(森下哲朗担当)、第4章で「仮想通貨に関する私法上の諸問題」(岩原紳作担当)、第5章で「ドイツにおける暗号資産およびICOの監督法上の取扱い」(神作裕之担当)、第6章で「仮想通貨と監督法」(神田秀樹担当)を取りあげている。

このうち第1章においては、ビットコインの仕組みを紹介したうえで、仮想通貨の法的性質に関する議論状況を整理し、議論の対立点を明らかにして仮想通貨の私法上の法的性質について検討する。第2章においては、アメリカにおける仮想通貨の私法上の地位を巡る議論を紹介したうえで、今後の課題を述べる。第3章においては、ビットコインのような発行者がない仮想通貨に限らず、ICOのトークンも視野に入れ、国際的な法の適用に関する問題を検討する。第4章においては、仮想通貨の法的性質論に加え、仮想通貨の技術的な特色から、私法上の問題にどのような対処をすることが望ましいかといった政策論を交えて検討する。第5章においては、ドイツにおける暗号資産およびICOの監督法上の取扱いについて概観し、日本法の動向との違いが生じている原因について考察する。第6章においては、仮想通貨に関する決済関連規制、利用者保護規制および投資者保護規制などに関する課題を述べる。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、同分科会においては、平成30年度には「法人との取引における法的論点と銀行の実務」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

平成31年3月
金融法務研究会座長
岩原紳作

目 次

第1章 仮想通貨の私法上の法的性質—ビットコインのプログラム・コードとその法的評価（加毛明）	1
1 はじめに	1
(1) 検討の対象と理由	1
(2) 検討の順序	4
2 プログラム・コード	5
(1) ビットコイン・ネットワークとノードの機能	5
(2) ノードの種類とビットコインの利用者の類型	7
(3) ビットコイン・トランザクションの仕組み	8
(4) ビットコイン・トランザクションの承認	10
3 法的評価	13
(1) 従前の議論状況	14
(2) 法的問題の検討	24
4 おわりに	34
第2章 アメリカにおける仮想通貨の私法上の地位（加藤貴仁）	35
1 本稿の目的	35
2 UCCにおけるビットコインの位置付け	38
(1) 金銭及び預金に関連する規定	38
(2) 一般無形財産（“general intangible”）の譲渡及び担保化に関する規定の概要	41
(3) ビットコインの直接保有と間接保有	43
3 無形資産としてのビットコインの特徴	45
(1) インターネット上のサービスを利用する権利は“property”として認められるべきか否かに関する議論の存在	45
(2) ドメイン名とビットコイン—Kremen 判決の概要	46
(3) “Property”であることと“property”に関するルールが適用されることとの関係について	50
4 総括と今後の課題	51

第3章 仮想通貨に関する国際的な法的問題に関する考察（森下哲朗）	53
1 はじめに	53
2 国境を越える仮想通貨の取引の多様性	54
3 スイスの連邦参事会のレポート	55
(1) 国際裁判管轄（71 頁から 74 頁）	56
(2) 準拠法（74 頁から 77 頁）	57
(3) 考察	58
4 米国の裁判例	59
(1) In re Tezos Securities Litigation (17-cv-06779-RS) (U.S. District Court, Northern District of California, August 9, 2018)	59
(2) SEC v. PlexCorps, No. 17-cv-7007 (CBA) (RML), 2018 WL 4299983 (E.D.N.Y. Aug. 9, 2018)	62
(3) 考察	64
5 Financial Markets Law Committeeによるレポート	64
6 検討	67
(1) 国際裁判管轄権	67
(2) 規制の域外適用	69
(3) 準拠法	74
7 おわりに	79
第4章 仮想通貨に関する私法上の諸問題（岩原紳作）	81
1 序	81
2 仮想通貨に係る執行法上、倒産法上の問題	81
(1) ネットワーク参加利用者の仮想通貨に対する強制執行、倒産手続き	81
(2) ネットワーク非参加利用者（間接保有者）の権利	86
(3) 非参加利用者の権利に対する強制執行、倒産手続きにおける扱い等	90
(4) 顧客の規制法による保護	90
3 無権限取引	91
第5章 ドイツにおける暗号資産および ICO の監督法上の取扱い（神作裕之） ..	93
1 本章の目的	93
2 ビットコインの仕組みと特徴	95
(1) 仕組み	95

(2) 特徴	95
3 暗号資産の民事法上の性質	96
(1) 緒論	96
(2) 金銭に該当するか？	96
(3) 私的金銭に該当するか？	97
(4) 金銭債務の目的	98
(5) 売買契約・交換契約の目的	98
(6) 役務の目的ととらえる見解	100
4 暗号資産の監督法上の取扱い	100
(1) BaFin の見解	100
(2) 支払サービス監督法上の電子マネー	102
(3) 監督法上の規制—免許を得る義務を要する業務に該当するかどうか を中心として	103
(4) BaFin の考え方	106
(5) 商人的方法による営業	106
5 暗号資産は計算単位には該当しないとする見解	106
(1) BaFin および通説の見解	106
(2) ベルリン上級地方裁判所 2018 年 9 月 25 日判決	108
(3) 学説の対応	110
(4) BaFin の対応	111
6 ICOへの対応	111
(1) ICO およびトークンの意義	111
(2) ドイツにおける ICO の実例	112
(3) BaFin の考え方	113
7 結び	117
第6章 仮想通貨と監督法（神田秀樹）	119
1 はじめに	119
2 決済関連規制	120
3 利用者保護規制および投資者保護規制	124
(1) 証券分野での課題と利用者および投資者の保護	124
(2) 決済手段としての仮想通貨	125
(3) 投資の対象としての仮想通貨	125

(4) 通貨の機能に応じた検討	127
(5) ICO など	128
4 むすびに代えて	128